

高松市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市内の中小企業者の経営者又はその従業員が業務に必要な技能、技術又は知識の習得又は向上を図るために受講する研修に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市中小企業等人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内の中小企業者において積極的な人材育成が図られ、中小企業の抱える課題を自ら解決する能力を身につけ、もって中小企業の発展と本市産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 大企業 中小企業者以外の者であって、事業を営む法人をいう。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(3) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に住所を有する個人事業主

イ 本店である営業所の所在地が高松市内である法人

(2) 第7条の規定による補助金の交付の申請の日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していない者であること。

(3) 第5条に規定する補助対象経費をその受講者である経営者又は従業員に負担させているものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る事業者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。）

(4) 申請書の提出の前日1年以内において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業者

(5) 宗教法人

(6) 法人格のない任意団体

(7) 補助金の交付の申請の時点で高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者

(8) 補助金の交付の申請をする年度にこの要綱による補助金の交付を受けたことのある者

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に規定する機関が実施する研修（以下「研修」という。）のいずれかを補助対象者がその経営者又は従業員に受講させる事業とする。この場合においては、研修は市長が別途定める期間までに修了しているものに限る。ただし、国、県その他各種団体等による他の補助金と重複する事業については、補助対象事業に含まない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業である研修の受講に要する経費として別表に規定する機関に支払った受講料（消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）（その額が5万円を超えるときは5万円）とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、高松市中小企業等人材育成事業補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 直近の確定申告書類の写し

(2) 補助対象事業に係る研修を修了したことを確認することができる書類

の写し

(3) 補助対象経費を支払ったことのわかる領収書その他これに類する書類の写し

(4) 中小企業者の従業員数を確認することのできる資料（資本金の額が中小企業基本法に定める中小企業者の範囲を超えている場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金の交付を決定したときは、高松市中小企業等人材育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、高松市中小企業等人材育成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容及び交付を決定した場合にあってはこれに付する条件を申請者に通知するものとし、交付の決定であるときは、その申請者に対し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において交付要件の確認のために必要があるときは、関係機関へ問い合わせることができる。また、市長は、必要に応じ、申請者に通知をしてその補正を求めることができる。

（検査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定

めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

機関	研修名称
ポリテクセンター香川	能力開発セミナー
ポリテクセンター香川	生産性向上支援訓練
四国職業能力開発大学校	能力開発セミナー

（表）

申請日	
-----	--

（宛先）高松市長

高松市中小企業等人材育成事業補助金交付申請書兼誓約書

次のとおり、高松市中小企業等人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、高松市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、裏面の誓約文の内容について誓約し、申請します。

1 申請者情報

所在地※	〒		—		※法人の場合は本店である営業所の所在地、個人事業主の場合は住所を記入してください。
名称 (法人名)					
メールアドレス					
電話番号					
代表者 職名		代表者 氏名			
業種		従業員数			

2 交付申請

研修の名称					
研修場所		ポリテクセンター香川		四国職業能力開発大学校	
研修等実施期間					
① 総受講料※					円
② 補助対象経費 (① ÷ 1.1)					円
交付申請額※					円

※複数の研修を受講した場合は、全ての研修で支払った受講料の合計額を記載してください。

※②補助対象経費の1/2（100円未満の場合は切り捨て）又は5万円のいずれか低い額

3 受講の成果

--

(裏)

4 誓約及び同意 (チェックボックスを選択するか、印字後に✓を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	当社 (個人である場合は私) は、補助金の交付申請にあたり、次に記載の全ての事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であること又はこの誓約、同意に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。
<input type="checkbox"/>	申請内容に偽りや不正はありません。申請内容に偽りや不正があった場合は、この申請を取り下げ、補助金の交付を受けた後にこれらのことが発覚した場合は交付を受けた額全額を返還します。
<input type="checkbox"/>	申請にあたり、高松市が当社の市税に関する課税・納税情報を調査することに同意します。
<input type="checkbox"/>	申請書類に記入された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付に関する事項について、市長又は市監査委員からの求めがあったときは速やかに報告します。
<input type="checkbox"/>	当社は、高松市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱第3条第1項に規定する中小企業者です。
<input type="checkbox"/>	当社は、次の基準によるみなし大企業に該当しません。 <ul style="list-style-type: none">発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
<input type="checkbox"/>	当社は、宗教法人又は法人格のない任意団体ではありません。
<input type="checkbox"/>	当社は、申請書の提出の日前1年以内において、労働関係法令違反により送検処分を受けていません。
<input type="checkbox"/>	申請にあたり、当該研修等に関し、「国・県その他団体等による他の補助金等の交付を受けないこと」かつ「研修に要する経費を受講する経営者又は従業員に負担させていないこと」に誓約します。 補助金の交付の申請の時点で高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置が講じられている事業者ではありません。 当社は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者 (旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者 (風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。) を除く。) ではありません。
<input type="checkbox"/>	当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者ではありません。

5 補助金の振込先

金融機関名			支店名		
金融機関コード		支店コード		種目	普通・当座
口座番号					
口座名義人	カ				
	ナ				

【添付資料】

- (1) 直近の確定申告書類の写し
- (2) 補助対象事業に係る研修を修了したことを確認することができる書類の写し
- (3) 補助対象経費を支払ったことわかる領収書その他これに類する書類の写し
- (4) 中小企業者の従業員数を確認することのできる資料
(資本金の額が中小企業基本法に定める中小企業者の範囲を超えている場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

高 産 第 号
年 月 日

様（整理番号： ）

高松市長

高松市中小企業等人材育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等人材育成事業補助金について、次のとおり交付することに決定をしたので、高松市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 振込予定日 年 月 日
- 3 決定の条件
 - (1) 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、取消に係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。
 - (2) 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をさせるので、これを受けなければなりません。
 - (3) 市監査委員から監査の要求があるときは、これを受けなければなりません。

様式第3号（第8条関係）

高 産 第 号
年 月 日

様（整理番号： ）

高松市長

高松市中小企業等人材育成支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等人材育成支援事業補助金について、次のとおり不交付に決定をしたので、高松市中小企業等人材育成支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

不交付の理由